



### 子どもの実態からめざす授業へ向かって

指導主事 笹井圭子

令和3年12月17日、益田市立東仙道小学校で複式教育推進指定校事業の公開授業があり、県内より25名の参加がありました。大勢の大人がいた3・4年教室で、5名の子どもたちが友達と関わりながら主体的に課題に向き合って学習している姿を見ることができました。今回の授業もそうでしたが、複式の授業を見せていただくと、中学校も含め全ての学級で大いに参考になると思うことがよくあります。

複式学級の算数の授業では、教師が一方の学年に指導している間、もう一方の学年は自分たちで学習を進める方法をとっています。前者を直接指導、後者を間接指導と言います。すべての授業がこの学習スタイルというわけではありません。間接指導は、直接教師が言葉かけをしていない状況ですが、教師の指導が及んでいます。「教師が児童に直接言葉かけすることだけが指導ではない」ということがよくわかります。

複式学級指導の手引きには、間接指導の留意点が以下のように挙げられています。

- (1) 学習の目標や流れをはっきりつかませるようにする
- (2) 学習のきまりについて、児童とよく話し合っておく  
(きまりは規律づくりだけではありません)
- (3) 課題提示の仕方を工夫する
- (4) 直接指導の時間に学習の進め方のモデルを教師が姿で示す



(2) について東仙道小学校の公開授業では、次のように取り組んでおられました。

- ・もう一方の学年の直接指導中には、先生を呼ばないことを繰り返し伝えていた。
- ・個人思考で表現したホワイトボードを黒板に貼った後、どのような活動をするのか先生が何も言わなくても児童が動けるように、それぞれの学年に合わせてきめ細かい指導をしていた。

◇3年生は、それぞれが考えたことを発表した後、マーカーを使って似ている考えは線で結び、違う考えは囲んで独立させる。

(「比べてみよう」と言うだけでは、友達と自分の考えを比べようとはしませんでした。この方法にしてからは自分たちで比べようになりました。)

◇4年生は、ペアの相手のホワイトボードの前に立ち、相手がどのように考えたかを読み取って伝える。

(自分が考えたことを発表するだけでは、うまく説明できなかつたり、相手が考えたことを理解しようとしなくて進もうとしたりしていましたが、この方法にして相手の意見をわかろうとするようになりました。)

結果として、主体的に友達の考えと自分の考えを関連付けたり整理したりする学習スタイルになっていました。それは、『児童の実態から、もっと学習を充実させるために何が必要なのか、どうしたらできるようになるかを考え学習環境を整える』指導者の工夫と根気強い働きかけがあったからです。教師にとって大事な姿勢をあらためて教えてもらった授業でした。



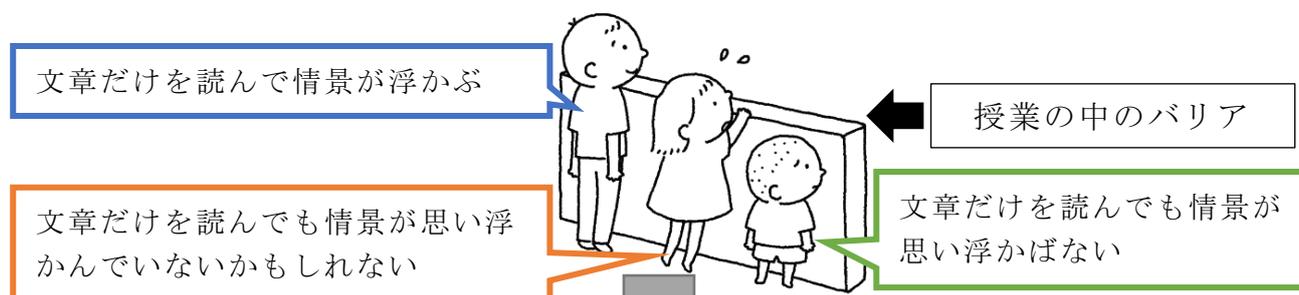
## ユニバーサルデザインによる授業づくり

吉賀町教育委員会 派遣指導主事 石橋功子

「ユニバーサルデザイン」とは「年齢や能力の如何にかかわらず、すべての人が使いやすいよう工夫された用具・建造物などのデザイン（ロナルド・メイス氏提唱）」のことを言い、建築用語を教育に当てはめている言葉です。

現在、日本には大きく2つのユニバーサルデザインの考え方があります。「授業のユニバーサルデザイン〈UD〉」と「学びのユニバーサルデザイン〈UDL〉」です。では、どう違うのでしょうか。

小学校1年生国語「おおきなかぶ」の学習場面を例に比べてみましょう



### 授業のユニバーサルデザイン〈UD〉

- 全ての子どもが参加しやすく、わかる・できる授業
- 授業中にあると便利で、役に立つ

情景が浮かんでいたが、挿絵があることでこの子の読み取りが限定されるかもしれない

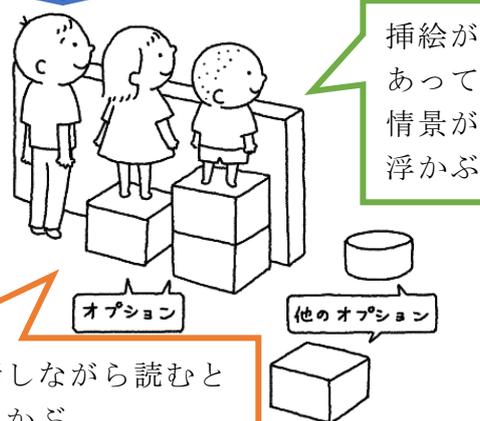


全ての子どもに挿絵を見せる 視覚化

### 学びのユニバーサルデザイン〈UDL〉

- 一人一人の学びの多様性に応じた選択を用意
- UDの考えを取り入れたオプション

浮かぶが、場面によっては先生と話したい



友達と話しながら読むと情景が浮かぶ

子どもが自分の学びに応じてオプションを選択

UD、UDL、どちらがいいというのではなく、両方のいいところを生かし、子どもたちが安心して主体的に学べる授業を目指していきたいものです。

(参考資料:「学びの多様性に応じるユニバーサルデザインの授業づくり」島根大学大学院 宮崎紀雅准教授 ~令和3年度吉賀町教職員研修会「授業のユニバーサルデザインづくり」研修会~)

「部落差別のない社会を実現することを目的とする。」法律があります。

人権・同和教育指導員 増野裕章

平成28年12月16日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」には、

この法律は、**現在もなお部落差別が存在する…ことを踏まえ、…、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。**(第1条)

とあります。

この法律は部落差別の解消を明記した初めての法律であり、広く国民に部落差別のない社会の実現を呼びかけるもので大きな意義があります。また現在も部落差別が存在するとして、部落差別のない社会を実現することを目的とし(第1条)、国及び地方公共団体が相談体制を充実させること(第4条)、教育及び啓発を行うこと(第5条)などの部落差別解消に関する施策を実施すること(第3条)が定められています。

また、基本理念を

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する**国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより**、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。(第2条)

と定め、部落差別のない社会の実現のための方法を「国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより」としています。そして教育については

地方公共団体は、…、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。(第5条2)

とあります。

平成12年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)によって、**人権教育・啓発の推進は「国及び地方公共団体の責務である」と**規定されました。

これを受けて島根県では「島根県人権施策推進基本方針」(平成31年3月第二次改定)を策定し、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・同和問題・外国人・患者及び感染者等・犯罪被害者とその家族・刑を終えて出所した人等・性的指向、性自認等(LGBT等)・インターネットによる人権侵害などの様々な人権課題に対して取り組みを推進しています。

学校教育においては、同和教育が大切に培ってきた「進路保障」という理念を人権教育の柱に据え、教育活動全体を通じて推進しています。

「障害者差別解消法」や「児童虐待防止法」、「いじめ防止対策推進法」などの各人権課題に関係した法整備が進む中、同和問題・部落差別についても法律に基づいて、その解消のために必要な教育実践を積み重ねていく必要があります。

「現在もなお部落差別が存在する」のですから。



# 「総務課」から 教職員のみなさまへ

## ～人事異動に伴って引越しをする方へ～

赴任に伴って住居の移転を行う場合、移転料が定額（表のとおり）で支払われます。

<表：移転料の定額>

距離…旧居住地～新居住地（水路：1 km→4 km）

距離(km)	50 未満	50 以上 100 未満	100 以上 300 未満	300 以上 500 未満	500 以上 1,000 未満	…
金額(円)	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	…
★	53,500	61,500	76,000	93,500	124,000	…

★扶養親族を移転しない（単身）場合の移転料

また、移転に要する実費が移転料定額を超えた場合、要件に合致すれば移転料定額の3倍を上限とした額が支給されます。（令和4年4月1日以降適用）

<例：陸路距離 123.4 km 職員本人のみの異動の場合>

移転料 76,000 円（定額）

実際引越に係った費用 180,000 円（※）

228,000 円（3倍）までの移転料の支給が可能のため、実費額 180,000 円全額支給されます。

定額の2倍を超えている

「運送会社の移転費用の領収書及び見積書等内訳の分かるもの」「住民票」が必要です。  
※さらに定額の2倍を超える場合は引越業者等3者からの見積書が必要です。  
(3者のうち最も安価な引越業者等を利用)

④宛名は教職員本人名でお願いします。



人事異動と同時期に移転したからといって必ず支給される訳ではありません！

移転が個人の事情と判断される場合、支給されないことがありますのでご注意ください。

次のような事例は支給されません。

<例> ・内示日（転居等内示日）以前に移転している。

- ・配偶者の転勤や子どもの就学等、本人の赴任に関わらない移転をしている。
- ・通勤距離が長くなる移転。
- ・新築の自宅への移転。（移転しなくても通勤可能な場合）

移転料の加算対象とならないものがありますので注意してください！！



◆移転料について加算対象にならないもの◆

- ・ピアノ等の運送費用 ・自転車、バイクの陸送費用 ・仏壇の移送費用
- ・湯沸かし器、ガスコンロ、食器洗浄機、洗濯機などの着脱費用 ・廃材回収代
- ・電気工事費料金や追加の部品代

→エアコンの単純な取り付け・取り外し料金は加算対象（金額が明示されている場合）

運送会社によって様々なオプションサービスがありますが、加算対象外のものもあります。

例えば・・・

- 「新エアコンパック」（脱着料、配管、コンセント修理、ガス補充等込み）などの名称のオプションについては、単純な取り付け・取り外しと以外との内訳が分からない場合、オプション費用の全額が加算対象外となります。
- 「安心保証パック」などの名称のオプションについては、掃除やカーテンの取り付け、引っ越し後の家具の移動など標準の引越費用とは認められないものが含まれている場合があり、加算対象外となります。

\*ご不明な場合は、各校の事務職員、事務グループ内の事務リーダーにご相談ください。